10　「請求の理由」の欄には、「１．手続の経緯」、「２．無効理由の要点」、「３．本件登録意匠の無効にすべき理由」、「４．むすび」のように項目を設けて記載する。
11　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
12　「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
イ　証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
ロ　証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
ハ　証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
ニ　証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
ホ　証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
13　「（令和　年　月　日）」には、なるべく提出する日を記載する。
14　訂正をしたときは、なるべく右の余白に訂正字数を記載する。
15　とじ方はなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
16　第19条第１項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。

様式第16（第15条関係）

手　数　料　補　正　書

特　許 印　紙

（令和　年　月　日）

（　　円）

特許庁審判長　　殿

１　事件の表示
２　補正に係る書類名
３　補正をする者
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
４　代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
５　補正命令の日付

〔備考〕
１　特許印紙をはるときは、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「５　補正命令の日付」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「５　補正命令の日付」の欄の次に「６　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。
２　「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」のように補正をする書類を記載する。
３　「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
４　その他は、様式第13の備考１、６、11及び13から15まで並びに様式第15の備考１及び４と同様とする。